

令和5年度 南会津町(南郷地域) 農作業労賃標準額表

この標準額表は、本町(南郷地域)の農業における一般的な作業について、その標準的な金額を定めたものです。作業の受委託にあたり、

当事者間で委託料を協議するための“目安のひとつ”

としてご利用ください。

令和5年3月

南会津町農業委員会

【主要農作業料金】

作業名	単位	金額	備考	
雇用労働作業	1日	7,000円	実働は8時間 時間当たり875円	
育苗	1箱	775円	硬化苗	
畑耕起	10a	6,510円	耕起の際、委託者に希望がある場合は当事者間で協議	
代かき	荒代・植代同時	10a	6,960円	
	荒代のみ	10a	3,650円	
	植代のみ	10a	4,460円	
機械田植	10a	6,740円	苗代含まず	
側条施肥田植	10a	6,740円		
水稲直播	10a	5,610円	種子代含まず	
コンバイン	10a	36,710円	乾燥・調整まで 倒伏程度による割増は当事者間で協議	
	10a	19,873円	刈り取りのみ	
乾燥	1石	1,325円		
調整	玄米30kg	583円		

【その他の作業料金】

作業名	単位	金額	備考
苗運搬	1箱	57円	
機械畦畔塗り	1m	57円	
畦畔草刈	1時間	1,758円	肩掛け・背負い式(燃料・機械代含む)
精米	玄米30kg	570円	
色彩選別	玄米30kg	450円	

●この標準額には消費税(10%)が含まれています。(「雇用労働作業」賃金を除く。)

【最低賃金】(雇用労働作業に適用)

福島県 最低賃金	858円	1時間当たり	◎令和4年 10月6日発効
-------------	------	--------	------------------

裏面もご確認ください。

【特記事項】

1. 次のような場合は、当事者間で十分協議のうえ調整願います。（注：この標準額表は、10aの整理地を基準としております。）
 - (1) 労働能力（例：年齢や経験年数など）や圃場条件（山間部と平坦部、乾田と湿田、未整理田、土壌条件、農道の状況など）に差がある場合
 - (2) 燃料費の高騰など著しい経費の変動があった場合
 - (3) 農作業機械の長距離搬送など追加の経費が発生した場合
 - (4) 倒伏の程度による割増経費が発生する場合
 - (5) この表に記載のない作業の受委託及び標準額が当てはまらない場合
2. 雇用労働作業において、食事代（賄い費）は含みません。
3. 令和5年中に最低賃金が改定された場合は、改定後の最低賃金を下回らない金額で対応するよう願います。

※農地・農業者年金・農政問題等については、お近くの農業委員及び農地利用最適化推進委員にご相談ください。

南会津町（南郷地域）農地賃借料情報

南郷地域で過去5年間に農地の利用権設定（使用貸借（賃借料が0円のもの）は除く）された実勢賃借料（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。賃借料の取り決め等の参考にしてください。

地域・区分		最高額	最低額	平均額	データ数	備 考
田	水 稲	12,000 円	1,000 円	5,800 円	1,180	南郷地域全域 使用貸借による権利設定 20 件
	トマト	20,000 円	3,585 円	8,700 円	91	機構法（中間管理機構）による権利設定 1,390 件
畑	野菜等	9,100 円	500 円	3,500 円	19	南郷地域全体 機構法（中間管理機構）による権利設定 50 件

- 「平均額」は加重平均した算出結果を四捨五入して100円単位としています。
- 物納の場合は、仮算定価格を設定し金額換算しています。
- 明らかに特別な事情（親類間の取引や賃借料が0円のものなど）の下で行われる取引の場合は、当事者間で十分に協議のうえ調整願います。

【問合せ先】 南会津町農業委員会事務局 TEL 0241-62-6320